

◎政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 収支報告書について、報告する者が押印することを要しないこととした。（別記様式関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則関係）